

酒田市農業委員会事務局における障がい者活躍推進計画

機関名	酒田市農業委員会事務局	
任命権者	酒田市農業委員会	
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間） ※必要に応じて見直すこととする。	
障がい者雇用に関する課題	○酒田市農業委員会事務局は、酒田市職員定数条例（平成 17 年条例第 32 号）により定数が 10 人とされている小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用はもちろん、機関として独自に採用は実施しておらず、市長の事務局及びその他任命権者の事務局（以下「市長部局等」という。）との間の人事異動に伴う職員の任免しか発生しないのが現状であり、障がい者雇用に係る独自の体制整備は行っていない。	
目標		
①	採用に関する目標	○障がい者の法定雇用率について、市長部局等と連携し、その達成を目指す。
②	定着に関する目標	○なし ※今後、市長部局等と連携し、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容		
①	障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局等と連携し、関係法令に基づき検討を行っていく。
②	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、市長部局等と連携しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価の面談等を活用し、必要な配慮等を把握する。 ○必要な配慮等の措置を講ずるに当たっては、市長部局等と連携し、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない程度で適切に実施する。